

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（総務課）</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 警察署協議会に関すること。</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（広報広聴課）</p> <p>第4条 広報広聴課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（生活安全部の分課）</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。 (略) 生活保安課 <u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p style="text-align: center;">（生活保安課）</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(13) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（総務課）</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（広報広聴課）</p> <p>第4条 広報広聴課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 警察署協議会に関すること。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（生活安全部の分課）</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。 (略) 生活保安課</p> <p style="text-align: center;">（生活保安課）</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(13) (略) <u>(14) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平</u></p>

(14) (略)

(サイバー犯罪対策課)

第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪に係る総合対策に関すること。
- (2) サイバー犯罪の取締りに関すること。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。
- (5) サイバー犯罪の捜査に係る指導及び支援に関すること。

第14条の3 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、少年課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務	第3条第4号及び第5号に掲げる事務
	取調べ監督室	第3条第7号に掲げる事務
(略)		
広報広聴課	けいさつ相談室	第4条第5号に掲げる事務
	情報公開室	第4条第6号から第9号までに掲げる事務
(略)		
生活安全企画課	安全安心推進室	(略)
	(略)	(略)
少年課	(略)	(略)

成11年法律第128号)の施行及び同法に規定する犯罪の捜査に関すること。

(15) コンピュータ技術及び電子通信技術を使用した犯罪の捜査支援及び技術支援に関すること。

(16) (略)

第14条の2 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、捜査第一課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務室	第3条第4号に掲げる事務
	取調べ監督室	第3条第6号に掲げる事務
(略)		
広報広聴課	けいさつ相談室	第4条第6号に掲げる事務
	情報公開室	第4条第7号から第10号までに掲げる事務
(略)		
生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	(略)
	(略)	(略)
少年課	(略)	(略)
生活保安課	悪質金融事犯対策室	第14条第1号に掲げる事務のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年

(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
少年課	長岡支所	長岡市
生活保安課	長岡支所	長岡市
サイバー犯罪対策課	長岡支所	長岡市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
広報広聴課	広報管理官	第4条第1号から第3号までに掲げる事務
	報道官	第4条第4号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	安全安心推進室長	安全安心推進室に関する事務
	(略)	
(略)		
生活保安課	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策管理官	サイバー犯罪対策に関する事務
地域課	地域調査官	課の事務のうち重要事項に関する事務
	地域指導官	地域警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
	災害対策管理官	第15条第6号に掲げる事務
	地域指導室長	地域指導室に関する事務

		法律第195号)及び貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する犯罪並びに貸金業に関連する詐欺、暴行、脅迫等の事犯の取締りに関する事務
	サイバー犯罪対策室	第14条第14号及び第15号に掲げる事務
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
捜査第一課	上越支所	上越市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
広報広聴課	広報管理官	第4条第1号から第4号までに掲げる事務
	報道官	第4条第5号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	犯罪抑止総合対策室長	犯罪抑止総合対策室に関する事務
	(略)	
(略)		
生活保安課	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務(悪質金融事犯対策室長及びサイバー犯罪対策室長の分掌に属する事務を除く。)
	悪質金融事犯対策室長	悪質金融事犯対策室に関する事務
	サイバー犯罪対策室長	サイバー犯罪対策室に関する事務
地域課	地域調査官	課の事務のうち重要事項に関する事務
	地域指導官	地域警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務

	航空隊長	航空隊に関する事務
	航空整備管理官	警察用航空機の整備に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
	(略)	
長岡上越	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟西	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟中央燕	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
	(略)	
江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
	(略)	

	災害対策管理官	第15条第6号に掲げる事務
	地域指導室長	地域指導室に関する事務
	航空隊長	航空隊に関する事務
通信指令課	通信指令システム管理官	通信指令システムの管理に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課及び生活保安課の所掌に属する事務
	(略)	
長岡上越	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課及び生活保安課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟西	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課及び生活保安課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟中央燕	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課及び生活保安課の所掌に属する事務
	(略)	
江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課及び生活保安課の所掌に属する事務
	(略)	

西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川		西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	
--	--	--	--

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。